

令和4年12月5日

健康福祉部健康福祉課

地域福祉推進室保護係

外線：027-226-2521 内線：2522

生活保護に係る納入催告書類の誤送付について

伊勢崎保健福祉事務所において、生活保護に係る納入催告書類（氏名、住所、納付催促額を含む）を第三者へ誤送付する事案が発生しました。

今後、このようなことがないよう適切な事務処理を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

伊勢崎保健福祉事務所の職員が、債務者に当該書類を送付する際、第三者に誤送付したものの。

なお、誤送付した書類は、既に回収しており、現時点で個人情報等の不正利用は確認されていない。

2 端緒及び関係者への対応

(1)10月14日(金) A氏の生活保護費返還金にかかる納入催告書等を誤ってB氏に発送。

(2)11月15日(火) B氏が、送付された書類等が別人あてであったことに気づき、伊勢崎保健福祉事務所へ連絡。伊勢崎保健福祉事務所は、誤送付の事実を確認し、B氏に謝罪。謝罪のためA氏に連絡をとるも連絡つかず。（以後、A氏に連絡を試みるが、令和4年12月5日時点で連絡はついていない）

3 発生原因

書類を送付する際に、送付先の確認が不十分であった。

4 再発防止策

生活保護の返還金の催告に係る事務について、以下のことを徹底する。

- ・書類封入時に、氏名、住所、内容物との突合を複数職員で実施
- ・「窓付き封筒」による送付

※上記について、生活保護業務を所管する保健福祉事務所に対し、注意喚起の文書を送付するほか、生活保護担当者を対象とした各種会議において周知する。